

厚生労働省保険局長
鈴木 康 裕 殿

公益社団法人日本医療社会福祉協会
会 長 早 坂 由 美 子

平成 30 年度 診療報酬改定に関わる要望書

公益社団法人日本医療社会福祉協会は保健・医療分野で働く社会福祉士(医療ソーシャルワーカー)の日本最大の団体です。平成 30 年度の診療報酬改定に向け、以下の要望をいたします。

1. 退院支援加算の「人生の最終段階に向けての対話」と「名称変更」について

平成 28 年度診療報酬改定において、「退院支援加算」が新設され、社会福祉士の退院支援に大きな評価と期待をいただいたと認識しております。

(1)退院後の生活への支援のほか、人生の最終段階に向けての対話や支援を行うことも必要と考えます。当協会でも厚生労働省「人生の最終段階における医療体制整備事業」を参考にしたプログラムにより「人生の最終段階における意思決定支援研修会」を開催しております。

施設基準に「退院支援職員は、人生の最終段階における支援についての研修を受講している方が望ましい」との追記と算定要件に「必要に応じて人生の最終段階についての対話と支援を行う」との追記を要望いたします。

(2)当協会も構成員である全国医療ソーシャルワーカー協会会長会において、本年に退院支援動向調査を行ったところ、各地の医療ソーシャルワーカーは患者・家族の抱える生活課題はじめ多様な社会的「退院困難な要因」にもアプローチしていることが明らかにされました。退院支援加算が新設され、加算算定目的ありきでの退院調整のみの支援も散見されます。「退院困難な要因の存在」は退院後の生活再編のための患者・家族ニーズでもあり、「退院・生活支援加算」のような生活支援の意義と密接に結び付くような名称への変更を要望いたします。

2. 退院後訪問指導料の職種の社会福祉士の追加について

平成 28 年度診療報酬改定において、「退院後訪問指導料」が新設されました。

「医師の指示を受けて保険医療機関の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、指導を行った場合に算定できる」とされています。

(1)退院後、病棟に配置された退院支援職員(社会福祉士)が担当介護支援専門員と訪問日程を調整し、介護保険制度上のサービス担当者会議等を患家で実施しているときに訪問しているという実態もあることから、上記に社会福祉士の追加を要望いたします。

3. 在宅療養支援診療所の医療ソーシャルワーカーの退院時共同指導料における評価について

在宅医療を担う在宅療養支援診療所に医療ソーシャルワーカー(社会福祉士)の配置が進んでおります。在宅医療を行う上で、家族間、介護側、地域との連携や介入がより必要となってきたためと認識しております。

(1)医療機関での退院カンファレンスの際、在宅療養支援診療所の医療ソーシャルワーカー(社会福祉士)が出席する場合も多く、退院時共同指導料 1 及び 2「退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等」に社会福祉士の追加を要望いたします。

(2)同様に退院時共同指導料の 3 者以上と共同して指導を行った場合の職種に「退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等」に社会福祉士の追加を要望いたします。

4. 介護支援連携指導料の名称変更と対象者の拡大について

退院時に難病患者・小児患者を中心に相談支援専門員や市町村の保健師等と連携することも多く、退院カンファレンスも介護支援連携指導料の算定対象者と同様に行われております。

- (1)名称を「介護・療養支援連携指導料」とし、共同指導者を障害分野に広げた支援へすることを要望いたします。
- (2)特別養護老人ホームの生活相談員、老人保健施設の支援相談員、地域包括支援センターの社会福祉士・保健師と共同指導を行った場合の算定について要望いたします。

5. がん患者指導管理料の社会福祉士の追加について

働き方改革を推進するために治療と職業生活の両立支援は重要な課題です。がん患者に就労支援、社会保障制度の活用など経済、社会不安に関わる社会福祉士の支援が求められております。

- (1)がん患者指導管理料の「1. 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合」、「2. 医師又は看護師が心理的不安を軽減する場合に面接を行った場合」のほか、「3.」として、「3. 医師又は看護師、社会福祉士が心理、社会的不安を軽減するために面接を行った場合」の追加を要望いたします。

6. 総合・地域周産期母子医療センターの外来における社会福祉士の配置について

近年、ハイリスク分娩の管理が周産期母子医療センターに集中しており、複合的な心理社会的課題をもつ家庭への対応も増加しています。産後うつや乳幼児への虐待の予防は重点課題であり、社会福祉士は妊娠期からの継続的な相談支援を行い、地域関係機関との連携の要として求められております。

- (1)妊娠健診の時期から産褥後に至るまで適切な時期に介入するため、総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センターの外来における社会福祉士の専従配置を要望いたします。

7. 医療的ケア児への支援に対する「生活相談管理料」の新設について

医療的ケア児（※）とその家族は、在宅移行時のみならず、ライフステージごとに様々な課題に直面しており、それに応じた社会的制度や地域関係機関をつなぐ継続的な支援が必要とされています。

- (1)「1. 医師が外来において看護師・社会福祉士と共同して、医療的ケア児の在宅療養方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合」、「2. 医師または看護師、社会福祉士が外来において療養環境及び社会生活の体制整備や安定のために面接及び連絡調整を行った場合」の支援に対して「生活相談管理料」の新設を要望いたします。※15歳未満の人工呼吸器、気管切開、経管栄養等に関する在宅指導管理料の算定者等

《添付資料》

- ・添付資料① 1. 退院支援加算の「人生の最終段階に向けての対話」と「名称変更」について
(全国医療ソーシャルワーカー協会会長会退院支援動向調査)
- ・添付資料② 3. 在宅療養支援診療所の医療ソーシャルワーカーの退院時共同指導料における評価について
(在宅療養支援診療所ソーシャルワーカーの業務の実態に関する調査)
- ・添付資料③ 6. 総合・地域周産期母子医療センターの外来における社会福祉士の配置について
(周産期領域におけるソーシャルワーカー介入状況に関する調査)
- ・添付資料④ 7. 医療的ケア児への支援に対する「生活相談管理料」の新設について
(医療的ケア児へのソーシャルワーク介入状況に関するパイロット調査)

《参考資料》

- ・参考資料①「人生の最終段階における意思決定支援研修会」資料（当協会主催）
 1. 退院支援加算の「人生の最終段階に向けての対話」と「名称変更」について

以上